

# Nāradaśmṛti における司法総則

佐々木 雄 太

はじめに

Nāradaśmṛti<sup>1</sup> (NārSmṛ 『ナーラダ法典』) は「司法」<sup>2</sup> (vyavahāra) 分野を専門として扱う Dharmaśāstra<sup>3</sup> (DhŚ) 文献である。DhŚ 期では Manuśmṛti (ManSmṛ 『マヌ法典』) や Yājñavalkyaśmṛti (YājñSmṛ 『ヤージュニャヴァルキヤ法典』) といった主要な文献の中で、「生活規範」(ācāra)、「司法」(vyavahāra)、「罪の除去」(prāyaścitta) という三主題による構成が確立した。その中で司法主題とは様々な係争事案の分類 (18の訴訟主題<sup>4</sup> vyavahārapada) やそれに基づく訴訟・裁判の手続き、刑事事件などに関する規定を述べる分野であり、内容の一部には「王の生き方」(rājadharmā) も含む。

NārSmṛ の構成は「総則」(mātrkā) と「訴訟主題」(vyavahārapada) の二部に大別される。「総則」部は「司法」(vyavahāra)、「反論」(bhāṣā)、「法廷」(sabhā) に分かれ、「訴訟主題」部は ManSmṛ 以来、dharma 文献で伝統的に18種類に分類される訴訟主題が個別に (ただしいくつかの主題は関連するもの同士で統合する形で) 章立てされる。最後には「補遺」(pariśiṣṭa) として「窃盗」(steya) と「神判」(divya) の二主題が付されている。

註釈文献は Asahāya<sup>5</sup> による Nāradaśmṛti (NārBh) と、Nāradyāmanuśmṛti

- 
- 1 本稿で底本とする [Lariviere 1989] の他に Jolly, Julius: *The Institutes of Nārada: together with Copious Extracts from the Nāradaśmṛti of Asahāya and Other Standard Commentaries*, The Asiatic Society, Calcutta, 1885が出版されている(ただし筆者未見)。
  - 2 vyavahāra は多義語であるとともに「司法」という語義はあまり正確ではないことには留意する必要があるが、ここでは主要な語義 (契約・取引, 訴訟・裁判など。[沼田 2009] を参照) を総合する意図から、このような表現とした。
  - 3 主要な DhŚ 文献の年代や成立順について、[Olivelle 2016] では ManSmṛ: 西暦二世紀中期, YājñSmṛ: 西暦四世紀から五世紀頃, NārSmṛ: 西暦五世紀から六世紀頃を成立時期の目安とする。
  - 4 文献によって主題の名称や順序がいくらか異なるものがあるためここでは列挙しないが、ṅādāna を第一の主題とする点においては概ね共通する。
  - 5 おそらく註釈文献が盛んに作られるようになった時期の中でも比較的初期の人物と見られ、いくつかの註釈文献では Asahāya の所説を引用する箇所がある ([Lariviere

(NMS) と呼ばれるバージョンのテキストに対する Bhavasvāmin による註が現存する。NārBh は伝承の過程で Kalyāṇabhaṭṭa という人物によって校訂されており、この伝本における NārSmṛ 本文や NārBh の一部はこの校訂の中で加筆された可能性があるとして Lariviere は指摘する<sup>6</sup>。

DhŚ 文献群において NārSmṛ は独特な構成を取る<sup>7</sup> 文献であるため非常によく研究されてきたものの、日本国内では未だ全訳が出ていない。そこで、本稿では NārSmṛ の「司法総則」(vyavahāramātrkā) を扱い、訳出と註解を試みる。当該章は先述の通り総則部の冒頭にあたり、全65詩節にわたって訴訟手続きに関する総則を説くもので、NārSmṛ における訴訟手続きの基本原則の他、一部に訴訟審理の裁定者という観点での「王の生き方」の規定を含めつつ、当文献における「司法」の基本理念を示す章である。

これらの点を踏まえ、NārSmṛ における司法論の原則についての理解を主な目的として本文の一部 (NārSmṛ Mā[trkā] 1.1-25) を以下に紹介する。なお、本稿では規定の内容を整理するために、筆者の判断によっていくつかの詩節のまとまりごとに分節した。

### 1. 係争 (vyavahāra) の起源

dharmaikatānāḥ puruṣā yadāsan satyavādināḥ /

tadā na vyavahāro 'bhūn na dveṣo nāpi matsaraḥ //NārSmṛ Mā 1.1//

人々が理法に専心し、真実を語るものであったころ、そのときは係争も憎しみも吝嗇も起こらなかった。

naṣṭe dharme manuṣyeṣu vyavahāraḥ pravartate /

draṣṭā ca vyavahārānām rājā daṇḍadharaḥ kṛtāḥ //2//

人々の中で理法が消えてしまったから、係争が始まる。王が諸々の係争の

1989] vol.2 pp.xxv を参照)。

6 [Lariviere 1989] vol.2 pp.xxviii を参照。なお、Kalyāṇabhaṭṭa が校訂を行った経緯は NārSmṛ 冒頭に maṅgala を付して記述されているほか、たびたび註釈に自らの名を出して他書の説を引く(彼自身の著作であろうが、おそらく原典は散逸している)ことから、NārBh への加筆の痕跡は明白である。

7 司法領域のみを主題とする DhŚ としては NārSmṛ が唯一、ほぼ完全な形で現存するものであるとみられる ([沼田 2007])。

監察者、刑罰の保持者（執行者）となされた。

ここで述べられる dharma の消滅と vyavahāra の開始という論は ManSmṛ や YājñSmṛ には見られない。一方で *Bṛhaspatismṛti*<sup>8</sup>（『ブリハスバティ法典』）1.1 には類似の詩節<sup>9</sup>があり、NārSmṛ の成立以後に dharma 文獻に広まったと考えられる。

## 2. 訴訟（vyavahāra）の基本原則

### 2.1 立証手段

likhitaṃ sākṣiṇāś cātra dvau vidhī samprakīrtitau /  
samdigdhārthaviśuddhyarthaṃ dvayor vivadamānayoḥ //3//

争議中の二者にとって、疑義のある内容の潔白を証明するために、ここでは文書と証人たちという二つが規定として説かれている。

文書（likhita）と証人（sākṣin）は第一訴訟主題（NārSmṛ [Vyavahārapada] 1.1-224）の「債権の回収／債務の不払い」（ṛṇādāna）でも立証手段（pramāṇa）として挙げられる<sup>10</sup>。ManSmṛ の時点では契約あるいは訴訟審理における文書の利用は明言されず、YājñSmṛ 以後に三種の立証手段（文書、証人、占有）の一つとして明文化された。三種のうち残る「占有」（bhukti）に関してはここでは触れられず、文書や証人と総合して NārSmṛ 1.64-85 に説かれる。

### 2.2 uttara

sottaro 'uttaraś caiva sa vijñeyo dvalakṣaṇaḥ /

- 
- 8 当文獻は完全な形では現存しておらず、Aiyangar が他文獻からの引用などを集成し原テキストを再建したもの [Aiyangar 1941] が底本として用いられる。成立年代は少なくとも NārSmṛ より後とみられるが、同文獻では司法分野に特化しつつもその他の分野の章が設けられている。
- 9 dharmapradhānāḥ puruṣāḥ pūrvam āsann ahimsakāḥ / lobhadveṣābhībūtānāṃ vyavahārah pravartitaḥ //「かつて、人々は理法を第一とし、無害であった。食欲と憎悪に打ち負けた者たちの間で、係争が開始された」
- 10 NārSmṛ 1.64-85, 115-213 など。同章では契約時に作成された文書が契約成立に立ち会った証人よりも優越するという立場を取りつつ（NārSmṛ 1.125）、証人に関する規定を章全体のおよそ三分の一にわたって記述する（NārSmṛ 1.127-213）。

sottaro 'bhyadhiko yatra vilekhāpūrvakaḥ paṇaḥ //4//

それ（訴訟）は保証（uttara）を持つものと保証を持たないものとの二つの特徴を持つと理解されるべし。保証を持つものは、先立つ文書に基づく〔保証〕金がある場合、〔保証を持たぬものに〕優越する。

vivāde sottarapaṇe dvayor yas tatra hīyate /

sa paṇam svakṛtaṃ dāpyo vinayaṃ ca parājaye //5//

保証金を伴う訴訟において、両者のうちあるものがそこで負けるとしたら、その〔敗訴した〕者は自らの設定した金額と判決〔で支払いを命じられた金額〕とを勝訴した者に支払うべし。

uttara に関して、井狩、渡瀬は「追加分」という訳語を充てる<sup>11</sup>が、Lariviere はこれを guaranty とする<sup>12</sup>。逐語的に解釈すれば前者の訳語がより正確であるが、NārBh がこの解釈を否定する立場を取る<sup>13</sup>ことは考慮すべきであろう。

### 2.3 告訴の原則

sāras tu vyavahārāṇaṃ pratijñā samudāhṛtā /

taddhānu hīyate vādī taraṃs tām uttaro bhavet //6//

一方で、諸々の係争にとっての本質は告知（告訴）であると示されている。それが棄却される場合は原告が敗訴し、それを乗り越えるものは勝訴する。

### 2.4 基盤（pratiṣṭhā）

kulāni śreṇayaś caiva gaṇāś cādhiḥkṛto nṛpaḥ /

pratiṣṭhā vyavahārāṇaṃ gurvebhyas tūttarottaram //7//

11 [井狩、渡瀬 2002] pp.241 「追加分付き（sottara）と、付かぬもの（anutara）と、〔訴訟には〕二種が知らるべし。追加分付きとは、記載された賭け金が〔係争額に〕追加されるものである。訴訟に追加分の賭け金が付く場合、敗訴者に自ら設定した賭け金と〔敗訴の〕罰金を支払わせるべし」。

12 [Lariviere 1989] vol.2 pp.4 当詩節の英訳を参照。また、当詩節における uttara の語義解釈に関しては [Lariviere 1981] に詳しい。

13 atra ca vyavahārasya sottaratve paṇādhikyaṃ kecid aparijñānād eva bruvate / 「また、ここで訴訟に uttara が伴うということに関して、「金額を付加することである」とある者たちは無理解から語る」

親族集団，商業組合，職業集団，資格のある者（裁判長<sup>14</sup>），王が裁判の基盤（拠り所）である。後のものほど重要である。

### 3. 訴訟手続きの諸要素

以下に述べられる内容は，他文献において司法分野ではなく王権論にあたる箇所との対応がいくつか見られる。

#### 3.1 四者で構成される諸要素

sa catuṣpāc catuṣsthānaś catuṣsādhana eva ca /  
 caturhitaś caturvyāpī catuṣkāri ca kīrtyate //8//  
 aṣṭāṅgo 'ṣṭādaśapadaḥ śataśākhaś tathaiva ca /  
 triyonir dvyabhiyogaś ca dvidvāro dvigatis tathā //9//

それ（vyavahāra）は四つ足で，四つの場所があり，他ならぬ四つの達成手段を持つものである。そして四種の受益者を持ち，四つに広がり，四つを作り出すものであると言われている。また同様に，八肢からなり，十八の主題を持ち，百の枝を持ち，三つの母胎を持ち，二種の告訴を持ち，二つの入口を持ち，二つの通り道を持つものである。

dharmaś ca vyavahāraś ca caritraṃ rājaśāsanam /  
 catuṣpādvavahāro 'yam uttaraḥ pūrvabādhakaḥ //10//

理法と契約と慣行と王の勅令。これが四つ足の訴訟である。後のものが先行するものを排除する。

tatra satye sthito dharmo vyavahāras tu sākṣiṣu /  
 caritraṃ pustakarāṇe rājājñāyām tu śāsanam //11//

そこで，理法は真実に基づき，契約は証人たちに [基づく]。慣行は文書の作成に，他方で勅令は王の命令に [基づく]。

sāmādyupāyasādhyatvāc catuṣsādhana ucyate /

14 NārBh Mā 1.7: adhikṛto dharmādhikarāṇe niyuktaḥ prāḍvivākaḥ / 「資格のある者とは，法廷において指名された裁判長（prāḍvivāka）である」

caturṇām āśramāṇām ca rakṣaṇātsa caturhitaḥ //12//

懐柔などの方策によって達成されるべきであるから、四つの達成手段を持つものと言われる。また、四住期を守るから、それは四者にとって役立つ。

karṭṛn atho sāksṛiṇāś ca sabhyān rājānam eva ca /

vyāpnoti pādaśo yasmāc caturvyāpī tataḥ smṛtaḥ //13//

当事者たち、証人たち、裁判官たち、そして他ならぬ王とに四分の一ずつ分散するから、それゆえ四つに広がるものと伝えられている。

dharmasyārthasya yaśaso lokapaktes tathaiva ca /

caturṇām karaṇād eṣām catuṣkārī prakṛtitaḥ //14//

理法と実利、名声、まさしく同様に世間の評判と、以上の四者の原因であるから、四を作り出すものと称される。

10-11詩節の「四足の訴訟手続き」は YājñSmṛ 2.6-8にも見られる表現だが、同文献では訴訟審理の手続き（告訴→反論→立証→判決）を意味するのに対し NārSmṛ の記述は Kauṭilya の *Arthaśāstra* (AŚ) 3.1.39-40を引用したものであり<sup>15</sup>、訴訟審理における法源を意味する点で異なっている。なお、四段階の訴訟審理の手続きに関しては NārSmṛ Mā 1.30にて述べられる。

「四種の達成手段」は NārBh によれば「懐柔」(sāman)、「分断」(bheda)、「贈与」(upapradāna)、「武力」(daṇḍa) の四種類であるというが、これは

15 AŚ 3.1.39-40:

dharmś ca vyavahāraś ca caritraṃ rājaśāsanam /  
vivādārthaś catuṣpādaḥ paścimaḥ pūrvabādhakaḥ //  
tatra satye sthito dharmo vyavahāras tu sāksṛiṣu /  
caritraṃ saṃgrahe puṃsāṃ rājñām ājñā tu śāsanam //

「係争中の問題は四足を有する。即ち、法・契約（及び訴訟）・慣習・王勅。後のものは先行するものを無効にする。(三九)」

「そのうち、法は<sup>サツイ</sup>真実に基づく。一方、契約は証人に基づく。慣習は人々の総意に基づく。一方、王勅は王の命令である。(四〇)」

両詩節とも日本語訳は [上村 1984] による。内容的にはほぼ同一であるが完全に一致するものではなく、慣習 (caritra) の根拠が NārSmṛ とは異なることには留意する必要がある。

YājñSmṛ 1.340-341の「政策」(upāya)の分類に対応する。つまり本来この用語は訴訟手続きに関するものではなく、王が取るべき対外政策の区分を示すものである。

「四者に分散するもの」に関しては ManSmṛ 8.18には対応する記述が存在し、そこでは「『不義(もしくは罪過)』(adharmā)の結果が各々に赴く」ことを意図する<sup>16</sup>。おそらく NārSmṛ はこれを引用したものであろう。

### 3.2 八部の要素

rājā sapuruṣaḥ sabhyāḥ śāstraṃ gaṇakalekhakau /  
hiraṇyam agnir udakam aṣṭāṅgaḥ sa udāhṛtaḥ //15//

付き人(裁判長<sup>17</sup>)を従えている王と裁判官たち、法典<sup>18</sup>、会計士と書記者、金、火、水とが、その八肢を持つものとして示されたものである。

### 3.3 訴訟主題 (vyavahārapada) の一覧

ṛṇādānaṃ hy upanidhiḥ sambhūyotthānam eva ca /  
dattasya punar ādānam aśuśrūṣābhyupetya ca //16//  
vetanasyānapākarma tathaivāśvāmivikrayaḥ /  
vikrīyāsaṃpradānaṃ ca kṛtvānuśaya eva ca //17//  
samayasyānapākarma vivādaḥ kṣetrajas tathā /

16 ManSmṛ 8.18: pādo 'dharmaṣya kartāraṃ pādaḥ sāksinaṃ ṛcchati / pādaḥ sabhāsadaḥ sarvān pādo rājānam ṛcchati // 「不正義・罪(アデルマ)の四分の一は行為者に、四分の一は証人に赴く。四分の一は裁判官全員に、そして四分の一は王に赴く」 ([渡瀬 2013] pp.241)。

17 NārBh ...rājānyuktāḥ prāḍvivākaḥ puruṣaḥ ... 「王の指令を受けた裁判長が付き人である」 (前後略)。

18 NārBh では「法典」(śāstra)の作者として Manu, Nārada, Viśvarūpa という名を列挙する。

NārBh Mā 1.15: ... tathā śāstraṃ manunāradaśiśvarūpātmaṃ / 「また、法典とは Manu, Nārada, Viśvarūpa を本質とする」

現存する dharma 文献で Viśvarūpa といえば YājñSmṛ に対する最古の註釈 Bālakrīḍā の作者の名がよく知られているが、Lariviere は NārBh の作者 Asahāya よりも後の時代の人物であると推測される註釈者 Viśvarūpa のことではなく、既に散逸してしまっただ「原典」(mūlasmṛti)の作者の名を指しているという説を出す ([Lariviere 1989] vol.2 pp.7)。

strīpūṃsayoś ca sambandho dāyabhāgo 'tha sāhasam //18//  
 vākpāruṣyaṃ tathaivoktaṃ daṇḍapāruṣyam eva ca /  
 dyūtaṃ prakīrṇakaṃ caivetyaṣṭādaśapadaḥ smṛtāḥ //19//  
 eṣāṃ eva prabhedo 'nyaḥ śatam aṣṭottaraṃ smṛtam /  
 kriyābhedaṃ maṇuṣyāṇāṃ śataśākho nigadyate //20//

債務の支払い問題，寄託物，協業，贈与の不履行，奉仕契約放棄，賃金不  
 払い，非所有者による売却，売却品の不渡し，購入品の解約，協約の不履  
 行，土地〔境界〕争議，姦通，遺産相続，凶悪犯罪，暴言，暴行，賭博，  
 雑則とが 18 の主題であると伝承されている。他ならぬこれらにはさらに  
 108 の細目 (prabheda) が続くと [も] 伝わっている。人々の行為の違い  
 から，100 の枝を持つものだと説明される。

「18の主題」は訴訟手続きにおいて伝統的な係争問題の分類法であり，  
 ManSmṛ 8.4.8にも見られる。ただしその順番は必ずしも同一ではなく，主題の  
 名称も固定されていない<sup>19</sup>。「細目」(prabheda)については，上記のとおり  
 NārSmṛの本文では108とされていた項目数がNārBhでは132に置き換えられ，  
 各項目の名称一覧が挙げられる<sup>20</sup>。

19 [沼田 2007] を参照。たとえば同論文では svāmipālavivāda と呼ばれる訴訟主題の  
 名称を取り上げてこの問題を論じているが，その中に上記の NārSmṛ の訴訟主題の  
 一覧には当該主題が見られないことなども指摘されている。また，ManSmṛ と  
 NārSmṛ の訴訟主題の列挙順の比較は [Lariviere 1989] vol.2 pp. xvii を参照。

20 各主題における細目の項目数が韻文で示され，その後細目の名称を散文で網羅す  
 る。以下にそのうちの韻文部分を示す。なお，各詩節の末尾の番号は Lariviere 版で  
 の凡例に準拠し，Jolly 版（本稿注1を参照）ではこれに対応する詩節番号が振られ  
 た NārSmṛ 本文として採られていることを意味する。

ṛṇādānaṃ pañcaviṃśati ṣaḍ aupanidhike smṛtāḥ /  
 sambhūyotho trayo bhedaś catur dattāpradānake // [J Mā 1.21]  
 navabhedā aśuśrūṣā vetanaṃ syāc caturvidham /  
 asvāmivikraye tu dvau vikriyādānam ekadhā // [J Mā 1.22]  
 kṛtvā muktāṃ caturbhedaṃ samayākāryam ekadhā /  
 kṣetravādo dvādaśadhā strīpūṃsor bhedaviṃśati // [J Mā 1.23]  
 dāyabhāge tu ekonā bheda dvādaśa sāhase /  
 vāgdaṇḍapāruṣyayoḥ tu dvayor bhedaś trayāḥ smṛtāḥ // [J Mā 1.24]  
 dyūtāhvayaṃ caikabhedam ṣaḍbhedaṃ tu prakīrṇakam /  
 evam eṣāṃ prabhedaṇāṃ dvātriṃśac chatam eva vai // [J Mā 1.25]



## 3.4 告訴の原理

kāmāt krodhāc ca lobhāc ca tribhyo yasmāt pravartate /  
triyoniḥ kīrtyate tena trayam etad vivādakṛt //21//

欲、怒り、貪りの三つから始まるから、それゆえこの三つが争議の動機であり、[訴訟は] 三つの母胎を持つものであると言われる。

dvyabhiyogas tu vijñeyaḥ śānkātattvābhiyogataḥ /  
śānkāsātām tu saṃsargāt tattvaṃ hoḍhādidasānāt //22//

一方、疑義と事実の告訴から、二つの告訴を持つものと理解されるべし。疑義 [の告訴] は諸々の不義との結びつきから、事実 [の告訴] は盗難品などの目撃から [行われる]。

疑義の告訴とは、窃盗を生業とする者や賭博狂いになっている者など、不義 (asat) の特徴に結び付く人物が、事件に際して直接証拠を挙げずに容疑をかけられた場合が該当する。他方、事実に基づく告訴とは、訴追された者が盗難品の目撃証拠などにより犯行の事実が確定している場合を指す。

疑義に基づく告訴は「神々の会衆」(devakula) を裁定の場とし (すなわち神判<sup>21</sup>によって裁定することを意味するものであろう)、事実に基づく告訴は「王の会衆」(rājakula) を法廷とする<sup>22</sup> (これは通常の訴訟手続きに則った裁判を意味する)。

---

『債権の回収／債務の不払い』に25 [項目]が、『寄託物』については6 [項目]、『協業』については3項目たちが、『贈与の不履行』には4 [項目]が伝えられている。『奉仕放棄』は9項目を持ち、『賃金 [不払い]』は4種類、『非所有者による売却』は2、『売却品の不渡し』は1種類である。『購入品の解約』は4項目、『協約不履行』は1種類、『土地争議』は12種類、男女のことは20項目である。『遺産相続』は19、『凶悪犯罪』は12、『言葉・武力による暴行』の両者 (暴言・暴行) には3項目が伝えられている。『賭博』は1項目、『雑則』は6項目。以上、これらの細目には132あるのだ』

21 NārSmṛにおける神判 (divya) 規定は NārSmṛ 1.218-219に概説され、その各論は「補遺」にて詳説される。

22 NārBh Mā 1. 22: tatra śānkābhiyogasya devakulaṃ nirṇayasthānam / tattvābhiyogasya rājakulam iti / 「そこで、疑義の告訴にとっては、神々の会衆が裁定の場である。事実の告訴にとっては王の会衆が [裁定の場である]、という」

pakṣadvayābhisambandhād dvidvāraḥ samudāhṛtaḥ /  
pūrvavādas tayoḥ pakṣaḥ pratipakṣas taduttaram //23//

二つの側面（原告・被告）に関連するから、二つの入口を持つと説かれて  
いる。それらのうち、先に陳述する者が〔先行する〕側（原告）、そのあ  
との者が反対側（被告）である。

bhūtacchalānusāritvād dvigatiḥ sa udāhṛtaḥ /  
bhūtaṃ tattvārthasamyuktaṃ pramādābhihitaṃ chalam //24//  
tatra śiṣṭaṃ chalaṃ rājā marṣayed dharmasādhanam /  
bhūtam eva prapadyeta dharmamūlā yataḥ śriyaḥ //25//

真偽に準拠するから、それ（訴訟）は二つの通り道があるものだと示され  
た。真実とは事実と〔告訴の〕内容とが合致するもの、虚偽は誤謬によっ  
て説明されたものである。そこで、王は理法を果たすために、残った虚偽  
を忘れさせる（排除する）<sup>23</sup>べし。繁榮は理法を根拠とするものであるから、  
真実〔の道〕のみに入るべし。

## 結語

以上に NārSmṛ Mā 1.1-25までの各詩節について訳出を行い、註解を示した。  
本稿で取り上げた部分の大半は様々な観点から訴訟手続き・裁判を分類し、も  
しくは構成要素を列挙する規定が連なっており、具体的な実務上の手続きに関  
するものはほとんど見られない。しかし、この分類や構成要素の列挙は  
ManSmṛ や AŚ, YājñSmṛ で説かれた規定を整理するにとどまらず、NārSmṛ

23 [Lariviere 1989] vol.2 pp.9 "... Since the king is responsible for implementing dharma, he should not put up with error however subtle it may be. ..."

[井狩・渡瀬 2002] pp.241 「……王はダルマの成就のためには、〔訴訟において〕残された騙しを容認すべきでない。……」。上記の訳で 'marṣayet' (√marṣ 忘れる) を「容認すべきでない」とするのは NārBh の記述に依るものとみられる。

NārBh Mā 1.25: tad rājā marṣayet / na gṛhṇīyād ity arthaḥ /

「それを王は忘れさせるべし。〔すなわち、〕受け入れるべきでないという意味である」

NārSmṛ の本文中には否定辞が入っていないことを踏まえ、本稿では Lariviere 訳や井狩・渡瀬訳には従わず逐語的に訳出した。

独自の説を加えて一層の展開を遂げているものである。

今後も引き続き同文献の読解を進め、NārSmṛ の司法論の詳細を考察するとともに、DhŚ 文献における司法規定の展開の過程を明らかにしていく。

## 参考文献

### 一次資料

- AŚ: *Arthaśāstra* ed. Kangle 1969  
*Bṛhaspatismṛti* ed. Aiyangar 1941  
 ManSmṛ: *Manusmṛti* ed. Olivelle 2005  
 NārSmṛ: *Nāradaśmṛti* ed. Lariviere 1989  
 NMS: *Nāradyamanusamhitā* ed. Sāmbaśiva Śāstrī 1929  
 YājñSmṛ: *Yājñavalkyasmṛti* ed. Ganapati Sastri 1982

### 二次資料

- Aiyangar, Rangaswami K. V.  
 1941 *Bṛhaspatismṛti (Reconstructed)*, Gaekwad's Oriental Series LXXXV, Baroda  
 Oriental Institute  
 Brick, David  
 2006 *Transforming Tradition into Text. The Early Development of Smṛti*, Journal of  
 Indian Philosophy 34, pp.287-302  
 Bühler, Georg  
 1886 *The Law Codes of Manu, The Sacred Books of The East* vol.25, Motilal  
 Banarsidass, Delhi  
 Ganapati Sastri, T.  
 1982 *Yājñavalkyasmṛti With the commentary Bālakrīḍā of Viśvarūpācārya*,  
 Munshiram Manoharlal Publishers Pvt. Ltd., 2nd ed., 1st ed. 2vols 1921-1922  
 Jha, Ganganath  
 1999 *MANUSMṚTI With the 'Manubhāṣya' of Medhātithi*, 10 vols, 2nd ed., Motilal  
 Banarsidass, Delhi, 1st. ed. 1920-39  
 Jolly, Julius  
 1889 *The Minor Law Books Part 1: Nārada. Bṛhaspati*, The Sacred Books of the

- East vol.33, Motilal Banarsidass, Delhi
- Kane, P. V.  
1968 *History of Dharmaśāstra (Ancient and Mediaeval Religious and Civil Law in India)*, vol. 1, 2nd Edition, Bhandarkar Oriental Research Institute, Poona, 1st Edition 1930
- Kangle, R. P.  
1969 ed. *The Kauṭīliya Arthaśāstra*, 3 vols, 2nd ed., University of Bombay Studies Sanskrit, Prakrit and Pali No.1, University of Bombay
- Lariviere, Richard W.  
1981 *The Judicial Wager in Hindu Law*, ABORI vol.62 pp.135-145  
1989 *The Nāradaśmṛti: Critical Edition and Translation*, 2 vols, Department of South Asia Regional Studies, University of Pennsylvania, Philadelphia
- Olivelle, Patrick  
2000 *Dharmasūtras: The Law Codes of Āpastamba, Gautama, Baudhāyana, and Vasiṣṭha*, Motilal Banarsidass, Delhi  
2004 *The Law Code of Manu: A new translation*, Oxford University Press, New York  
2005 *MANU'S CODE OF LAW: A Critical Edition and Translation of the Mānava-Dharmaśāstra*, Oxford University Press, New York  
2015 *A Sanskrit Dictionary of Law and Statecraft*, Primus Books, Delhi  
2016 *A Dharma Reader: Classical Indian Law*, Columbia University Press, New York
- Rocher, Ludo  
2012 *Studies in Hindu Law and Dharmaśāstra*, Ed. by Donald R. Davis, Jr, Anthem Press, London
- Sāmbaśiva Śāstrī, K.  
1929 *The Nārādīyamanusmṛhitā with the Bhāṣya of Bhavasvāmin*, Trivandrum Sanskrit Series No. 97
- Shama Sastry, R.  
1927 *The Sarasvatīvilāsa of Śrīpratāparudramahādeva Mahārāja: Vyavahārakāṇḍa*, Oriental Library Sanskrit Series 71, University of Mysore, Mysore

Thakur, Amareswar

1933 *Hindu Law of Evidence*, University of Calcutta, Calcutta

井狩弥介, 渡瀬信之訳

2002 『ヤージュニャヴァルキヤ法典』東洋文庫 698, 平凡社

上村勝彦訳

1984 『カウティリヤ 実利論——古代インドの帝王学』全二巻, 岩波文庫 青263-1; 263-2, 岩波書店

中野義照

1950 訳 『ヤージュニャヴァルキヤ法典』中野教授還暦記念會

1973 訳 『インドの学術書』著: ヴィンテルニッツ 日本印度学会

1974 『インド法の研究』日本印度学会

沼田一郎

2007 「dharma 文献における司法主題の名称とその内容—— svāmi-pāla-vivāda について——」, 『東洋学論叢』32, pp. 184-178, 東洋大学文学部

2009 「vyavahāra 概念の変遷」, 『東洋学論叢』34, pp. 105-96, 東洋大学文学部

2014 「ṛṇādāna —— ṛṇa-adāna (債務の不履行) or ṛṇa-ādāna (債権の回収)」, 『東洋思想文化』1, pp. 70-63, 東洋大学文学部

山崎元一

1994 『古代インドの王権と宗教 ——王とバラモン——』刀水書房

渡瀬信之

1969 「Mitākṣarā における所有権について」, 『印度學佛教學研究』17(2), pp. 615-622

2011 『イギリス統治下におけるヒンドゥー法整備と問題の所在——近古ヒンドゥー法典に見られる法解釈の基本姿勢——』, RINDAS 伝統思想シリーズ 6, 龍谷大学現代インド研究センター

2013 訳注 『マヌ法典』, 東洋文庫 842, 平凡社

## General rules of legal procedure in the *Nāradaśmṛti*

Yuta SASAKI

Unlike all the other known treatises on dharma (dharmaśāstra) which contain sections about righteous conducts (ācāra) and penance (prāyaścitta), The *Nāradaśmṛti* is entirely specialized for judicial character in its compilation. This text is constructed in two chapters; general rules (mātṛkā) are described in the first chapter, and the second has eighteen titles on dispute (vyavahārapada) and two additional sections (pariśiṣṭa) on theft (steḥya) and ordeals (divya).

The *Nāradaśmṛti* was already published critical edition and English translation by some modern scholars, but it hasn't be published a translation of entire text in Japanese yet. So this paper makes an attempt to Japanese translation with notes on a part of the *Nāradaśmṛti*. In this paper, I deal with the first section of general rules, which is titled "legal procedure (vyavahāra)". This section not only focus to the principles of legal procedure, but also refers to conducts of king (rājadharmā).

Mātṛkā 1.1-25 on the *Nāradaśmṛti* shows some unique characteristics. These verses mainly mention to the principles and the components that it's sorted in several classification of the legal procedure. This style of compilation is very different from the other previous treatises on dharma, for example the *Manuśmṛti* and the *Yājñavalkyaśmṛti*, and the *Arthaśāstra* of Kauṭilya. This study will indicate development on judicial theory of legal procedure in the history of the dharma literatures.